

△資料▽

明治六年五月下浣[※]ヨリ

〔島根縣〕聴訟課

『訴訟事件銘細録』（第二号ノ二）について（二）

——松江地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 居石 和^{※1}

加藤 高^{※2}・上川内 宏^{※3}

紺谷 浩 司^{※4}・矢野 達 雄^{※5}

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会（五〇音順）

※1 広島修道大学教授

※2 広島修道大学名誉教授

※3 広島修道大学客員研究員

※4 広島大学名誉教授

※5 広島修道大学名誉教授

目次

一 凡例

二 目次表（九六）～（二二六）

三 史料（九六）～（二二六）

四 写真（三葉）

一 凡 例

- (一) (1) 本稿は、「島根縣聴訟課 明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)〔『修道法学』第四二巻第二号(二〇二〇年二月刊)〕および「同 明治六年『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一)〔『修道法学』第四三巻第一号(二〇二〇年九月刊)〕第四五巻第一号(二〇二〇年九月刊)」に続き、「明治六年五月下流^{ヨリ}」『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)の翻刻紹介を試みるものである。本簿冊には事件番号【第九十六号】より【第九十九号】までの事件記録が編綴されている。そのうち、【第九十六号】より【第二十六号】を紹介する。なお、【第九十七号】が【第九十六号】に訂正されており、上記の明治六年『訴訟事件明細録』(第二号ノ一)(同簿冊の末尾に、「第三号銘細録へ続く」の記載があった)より繋がっていることを窺い知ることができる(なお、事件番号の訂正は【第九十八号】が【第九十七号】に訂正するまで統一している)。
- * 流の原義は、唐代、十日ごとに一日、役人に賜った沐浴休暇／十日間(『新大字典』講談社)。
- (2) 簿冊の体裁 簿冊の判型は、限在のA五判よりやや大きくB五判よりは小さい(デジタルカメラによる撮影の際、採寸をしそびれたため、正確な大きさを示すことができない)。背表紙の紙が二枚ほど簿冊の上部に突き出している(写真①③を参照されたい)。

表紙(厚紙)には、中央に大きく『訴訟事件銘細録』、その右側にやや小さな文字で「明治六年五月下流ヨリ」の墨書き、その左下部に「永久保存」の朱印が押されている。そして左側の上方に「十七番」と左下に「聴訟課」の墨書きがなされている。なお、左側上方「十七番」の左横に付箋が貼られており、「第二号ノ二」の墨書きがある。付箋の下から朱書きの文字、がほんの少しはみ出しているのが見えるが文字は判読できない、おそらく簿冊の整理番号であろう(写真①を参照されたい)。

背表紙(厚紙)には、同じく『訴訟事件銘細録 明治六年五月』、底部にも、のどの位置に「明治六年」続けて「訴訟事件明細録」と横書きに墨書きがある(写真②を参照されたい)。

なお、裏表紙にも「訴訟事件銘細録」と書かれているが、上下が逆になっているのと、その文字が一本の縦線で抹消されているように見える。おそらく余った表紙用の紙を転用したのであろう。標題の右側に何か書かれていたようであるが、背表紙の紙に覆われているので判読はできない。

(3) 【一五〇】号事件の次に、表紙用の厚紙が挟み込まれており、その中央に、やや大きく『訴訟銘細録』と、右側にやや小さめに「明治六年七月下旬ヨリ」と墨書きされ、左上部に「第四号」の朱書き、その下部にやや大きく「聴訟課」と墨書きがなされている。その「第四号」の記載は、銘細録を通してみれば、明治五年の第一号、明治六年の「第二号ノ一」が同年の元の第一号と第二号の

合冊、同年の「第二号ノ二」は元の第三号と第四号を合冊したも
のではないかと推測がはたらく（写真③を参照されたい）。

(4) 因みに、上記の『明治六年九月下流 訴訟事件銘細録 第
二号ノ三止』という簿冊が他に一冊あり、事件番号が【二〇〇】
号より【三四二】号（三四二号は記録が二件あり別々の事件であ
るが、一件は綴じ忘れを末尾に付け足したように思われる）まで
の事件の記録が編綴されている。それらも順次、翻刻紹介したい
と考えている。

(5) ところで、明治七年の分として、「聴訟課 訴訟事件明細
録（第七号）」があるが、同年の『訴訟明細表』（第八号ノ一）と
内容が同一なので、前者の内容が後者に移記され、その後は「聴
訟課『訴訟明細表』（第八号ノ二〜五止）」の全五冊に引き継がれ
たのであろうと推測している。そして、『訴訟事件銘細録』はいず
れも白地の半紙に記載されているのに対し、『訴訟明細表』は記載
すべき事項が印刷された書式の半紙が用いられている。

(二) (1) 事件記録の掲載について 本稿における見出しの番号は、
基本的に簿冊にある事件番号に従っている。

(2) 事件記録は、罫線なし白地の半紙に記載したものを袋綴じ
にしたものである。整理の便宜上、各丁に番号と半丁ごとに記号
を振った（例、(〇〇一A/B)）。出訴の日付ほか、要するに見出
しだけのほんの数行程度の記載で一件終了とされているものがある
一方で、細かい文字で半紙に目いっぱい書かれているものも

見受けられる。このように、白地の半紙に記載されており、行数
や、一行の文字数の定めも未だないため（『訴答文例』第六條第四
（訴状につき、一六行×一五文字）明治六年太政官布告第二四七号、
答書も同様（第三三條第五）を参照）、行数に繁閑があり、手書
き文字の大きさもまちまちである。

(3) 事件は、殆ど総てが「示談済口」で終結している。今日の
いわゆる訴訟上の和解で片がついたものといえよう。その他、県
外の当事者からの（または対する）出訴について、移送する旨が
朱書きされているものが散見される。稀に、訴え却下に相当する
事件、本来の担当課への移付の処分や断獄廻しの処分の記録が見
受けられる。

(4) 整理の便宜上、上述のように各丁に番号と記号を振った
（例、〇〇一AまたはB）。AまたはBの記号は、半紙を開いたと
きに、記録が始まる右半分の半丁（表）にAの記号をあて、続き
の左半分の半丁（裏）にBの記号をあてた（従って、簿冊では左
側から始まる）。ひとつの事件の記録が始めの半丁（A）だけで終
わるものも多い。次の半丁（B）に記述がなく白地であることが
明らかなき、煩を避けその丁数の見出しを省略した。

(5) 印刷にあたり、次の事件との間に三分の間隔を明けた。
(6) 本稿において、先ず(〇〇〇A/B)と丁数を記し、続いて【△△】【□□】など事件番号と事件名を記した。いずれも基
本的に簿冊中の記録の番号と記載に従った。なお、枝番号が付さ

れている事件についても、それに倣った。ただ、明らかに誤りと思われる事件番号については、枝番号を記したうえ、その個所に注記した。

(7) 記載の形式につき、先ず、出訴の年月日、改行して、ひとつ書きの形で、原告の住所、(時には身分、職業) 姓(氏) 名と、被告の住所、(時には身分、職業) 姓(氏) 名が書かれ、双方の争いの標題が、何々差違一件または出入一件などとして記されている。更に改行して、朱書きで「事件番号」が記され、「奉 何某」と担当官の氏名が書かれている。訴状の書式に該る部分といえる「奉 何某」や文書作成の日付と見られる年月日の記載がないものもある。

(イ) 年月日の表記について 明治五年版においては、年号は殆ど総ての事件が干支で表記されていたが、明治六年版においては、「明治〇年(歳)」の表記が殆どである。なお、各事件記録の後ろに、西暦の年号を半角のアステリスク(*)を付して注記している。

(ウ) 当事者を示す用語として、「願人」「相手(方)」や、既に、「原告」「被告」の語が用いられている【九六】ほか参照。

(8) 文章は、漢字片仮名交じり文語体である。平仮名が交じっている部分もある。

冒頭部分は、多く「右訴答共、篤卜取調候処……云々」という文言で始まり、事件の内容、事件処理の経過の概要と結果が記述

され、多くは「示談行届、双方無申分、済口証書連署ノ上、吟味下ケ願出候ニ付、何之上聞(聴) 届候事」(読点は編者) という定型な文章で締めくくられ、文末に日付(「年」月 日 済) が記されている。今日の判決でいえば、事実と判決理由にあたる部分である。もともと、冒頭部分は、単に「取調候処……(云々)」で始まり、「済口証書差出之(ス)」という文言で締めくくる例もかなり見受けられる。記述には細部に多少の変容が見受けられる。(二) (1) 翻刻にあたり、表記法は、基本的に従来の方針を踏襲している。即ち、読み易さを考慮して、旧漢字は常用漢字に置き替えている。

(2) 個人名や住所などの固有名詞は、基本的に簿冊の記載に倣っている。ただし個人情報保護の観点から、当事者等の表記につき、住所については、国郡町までとし、その下の町村の名は「□□村(町) □□番地」のように伏せ字にしている。

(イ) 姓(氏) 名については、姓(氏) の部分は大字のアルファベット(例、UD 覺右衛門) に置き替えている。寺社についても、本稿以降、同様にアルファベットに置き替えることにした。

(ウ) 代人は基本的に当事者本人についてと同じように扱う。

(二) 縣(権) 令、同参事、戸長(副戸長も) や代言人など、公職に在る、また在ると見做し得る人物については、姓(氏) 名をそのまま記している。事件の担当官の「檜嵩」と「檜崎」は本文における表記に合せている。

(オ) なお、人名、特に女性の名前は変体カナを使っている例が多いが、使用しているワープロソフトで作字をしていないので、元の漢字を当てた(例、以(い)、越(を))。

(3) 文章は、漢字片仮名交じり文語体である(上述)。文字の位置は本体の体裁に倣っている。旧漢字は常用漢字に替え(上述)、略字は本字で表した(例、「雖(ト)モ」)。氏名など固有名詞は本文に倣った。与、者はトとした。複合文字は通常の表記で記した(例、トモ、トキ)。「以多シ」は「いたし」とし、「候得共」「候へ共」「尙」は、本文の記述に倣いそのままに記した。掛、係、懸、證などの文字は本文の通りに記した。

(4) 判読困難な文字については、□□□□のように記号で置き替えている。読み難い漢字にふり仮名をつけた。

(5) 「二目次表」について。最上欄の「番号」は、編集の便宜上つけたもの。次の「年度・番号」欄は、簿冊に記載されている

二目次表

96	番号	年度・番号	出訴／上訴日	終局・年月日	訴名／差纏	結局	事件担当官	原告／申立人 代人／代言人	被告／相手方 代人／代言人	備考
第九十六号	明治六年	明治六年 五月廿七日	明治六年 八月二十三日	一件	畑地売買差纏 二示談済口・吟味下げ 聴届	榑崎 潤造	KK 長助	IM 卯左衛門		

年度と事件番号である。「出訴／上訴日」は、記録に記されている「出訴または上訴、再願」の受理の日付で、「訴名／差纏」は事件名で、例えば「貸金(滞)差纏一件」などと記されている。「終局・年月日」は、裁判(決)の確定した日付と一致するか判然としないうえ、確定的に事件の決着がついた日付を示す他の証拠がないため、一応、「終局」の日付として扱うことにした。「事件担当官」欄は、「奉 榑崎 潤造」「奉 鶴岡 少属」と記されている例が多いが、記載のないものも相当数見受けられる。記載のないものについては、空欄にしている。「原告／申立人、代人／代言人」「被告／相手方、代人／代言人」欄の姓(氏)名につき、姓(氏)の部分は同様に大文字のアルファベットに置き替えた。士族、農、工、商などの旧身分については、姓(氏)名の後ろに(一)で付記している。

106	105	104	103	102	101	100	99	98	97
第百六号	第百五号	第百四号	第百三号	第百二号	第百一号	第百号	第九十九号	第九十八号	第九十七号
同年	同年	同年	同年	同年	同年	同年	同年	同年	同年
五月廿九日	五月三十日	五月三十日	五月廿九日 (再願)	五月廿九日	五月廿八日	五月廿七日	五月廿七日	五月十九日	五月廿九日
同年	同年		同年	明治六年 六月十九日	同年	同年	明治七年 一月廿四日	同年	同年
十月十七日	八月廿五日		十一月二日	六月十九日	一月廿八日	二月三日	一月廿四日	六月廿二日	八月廿九日
件	網曳場争論一 件	桐油買入差纏 一件	田畑差纏一件	時計差纏一 件・再願	貸金滞一件	屋敷地差纏一 件	家名之義二付 差纏一件	売事差纏一件	田畑山林売買 差纏一件
濟	願出聞届	庶務課へ相廻候事	推問	断獄廻にして篤と遂	濟口証書差出・聴届	願書下渡・解訟	書面解訟願之通聞届	承服之上濟口証書差 出・解訟	示談行届・願書願 下・聞届
		檜崎 潤造				檜崎 潤造	檜崎 潤造	檜崎 潤造	
	ID (商) 左羽右衛門	ANJ (EP寺住職)	UY 庄兵衛	KT 久藏 (雑業)	TM 梅次 外三人	FI 元順	ST 貞助	YD 豊藏	YRT 九助 (士族)
	彦助	文重	TN 理七	TM 正登 (士族)		IM 元章	YD 国太郎 IO 嘉十	KB 猪次郎	FO 佐右衛門 (士族)
					龜助				

116	115	114	113	112	111	110	109	108	107
第百十六号	第百十五号	第百十四号	第百十三号	第百十二号	第百十一号	第百十号	第百九号	第百八号	第百七号
同年	同年	同年	同年	同年	同年	同年	同年	同年	同年
六月十七日	五月廿六日	六月十四日	六月十四日	六月廿四日	六月十日	六月五日	六月五日	六月三日	五月三十一日
同年	同年	同年	同年	明治六年		明治七年	同年		同年
十月卅一日	五月廿六日	八月十六日	六月十八日	九月十八日		四月二十八日	六月五日		八月廿六日
家屋敷売買差 一件	地所差纏一件	金談差纏一件	貸家差纏一件	田地売買差纏 一件	油代滞一件	小割鉄代金滞 一件	貸金滞差纏一 件	田地売買代錢 差纏一件・再 願	田畑山林差纏 一件
濟	示談行届・吟味下 げ・聴届	吟味下げ・済口証書 差出・聴届	願出聴届	示談済口・吟味下げ 差出・聴届	相對示談・解訟願差 出	済口	本人差添人共六月五 日鳥取縣へ差送る	訴答書面不都合に付 差返し篤と示談の上 更に可申出積申談	難取揚旨申聞願書下 渡
檜 濶造		受奉 檜崎 濶造	鶴岡少属		檜 濶造	檜 濶造	檜 濶造		
K 民助	S Y 平助	Y A 徳八	S D 大七	O D 又左衛門 (農)	I H 善右衛門 (商)	S I 三郎右衛門 (農)	N T 長兵衛 (農)	H S 豊右衛門 (士族)	H T 道三
	S D 祥藏	S M 為藏	K D 源右衛門	K K 榮左衛門	T N Y 為三郎	N M 五郎平 (商)	M O 村 外四ヶ村八人	Y O 平重 (農)	K D 恒次郎

明治六年五月下流ヨリ (鳥根縣) 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について (一)

四一〇(二五八)

126	125	124	123	122	121	120	119	118	117
第百二十六号	第百二十五号	第百二十四号	第百二十三号	第百二十二号	第百二十一号	第百二十号	第百十九号	第百十八号	第百十七号
同年 七月二日	同年 六月廿七日	同年 六月廿七日	同年 六月廿七日	同年 七月二日	同年 六月十七日	同年 六月廿三日	同年 六月廿三日	同年 六月廿二日	同年 六月十八日
	同年 九月十九日	同年 七月七日	明治六年 十月廿九日	明治七年 一月二十九日	同年 八月廿三日	同年 九月廿二日	同年 九月廿七日	同年 八月十九日	
金談差纏一件	田地差纏一件	一件 用水争論差纏	二付差纏一件	公許ハ工繩籠	銀談差纏一件	山林差纏一件	貸舟并取替錢 払方差纏一件	不和合歎願一 纏一件	受人償錢差纏 一件
差遣	鳥取縣へ差添人一同 訟願出聴届	示談行届	濟	示談・濟口証書差出	濟（取揚不相成）	差出・聴届	一同承服の上濟口証 差出・吟味下げ聴届	取揚さる旨伺いの上 申渡	
檜崎 潤造		檜寄 潤造			檜寄 潤造	檜寄 潤造		檜崎 潤造	
FS 茂助	KB 忠藏 （農）	SEY 村	NE 貞助	IT 祐衛門 （農）	WD 門助 （工）	IT 勝平	MD 加久	SD 宗敬 （士族）	FN 瀧藏 外一人
WB 一郎	MB 林左衛門 外十二名	KEY 村	HM 國介		MN 峯助 （工）	MW 覚兵衛 （商）	（伴） 準一郎	TG 元伯 （医）	熊市

三 史 料

【〇〇一A】【九六】【畑地売買差縄一件】

明治六年五月廿七日出訴

一 出雲国大原郡□村KK長助ヨリ同國同郡□村

IM卯左衛門へ係リ畑地売買差縄一件

(朱)

「第九十六号」^{*} 奉 檜崎 潤造

右訴答共篤卜取調候処右八十年以前子十一月^{*3}原告父長助所持ノ
中畑

三歩下畑一畝ト十ヶ年切売券証文ニして被告卯左衛門へ永代売渡
議定^{議定}いたし尤モ其節原告父より別紙一印之通情願云々之次第
二付懇意之間柄ナレハ不得止実意ヲ以仮ニ返証文認遣候ヲ限月ニ
到

俸甚助ヨリ父長助ハ老耄ニテ諸事判然ナラサレバ一途ニ返証文
ヲ以右元戻しと申立彼是差縄之処右者一旦旧縣ニテ理解ヲ受
原被承服ノ上地利米高之内四斗三升無代錢ニして甚之助へ
五斗五升并草山一ヶ所ハ卯左衛門へ可受取議定いたし
其節被告卯左衛門ヨリ高錢之恐有之間証文認替候迄ハ
致心付間敷旨申合置候処原告甚之助ハ追々時節
後レニモ相成事故無断ヲ以少々植付ニ取掛候ヲ被

明治六年五月下流ヨリ (鳥根縣) 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について (一)

四〇八 (二五六)

告故造意違約ニ付議定通難分渡旨申立^{申立}又候差縄候へ共
【〇〇一B】

畢竟以前多分之場処ニ不平有之より右等瑣末之件ヲ名トシ
致破談候成行併シ被告モ実意之取引トハ乍申
左様不都束之廉有之故双方へ旧縣捌通ニ可
遂示談尤モ多分不相当之場ハ可然分ヶ直候様篤卜
及理解候処一同承服済口証差出候ニ付伺ノ上
吟味下ヶ聴届候事
八月二十三日 済

*1 朱の大きなバツ印あり

*2 第九十七号を本号に訂正している。第百七号まで、同様に
訂正されている

*3 約一〇年前の甲子は元治元(西暦一八六四)年

【〇〇二A】【九七】【田地代差縄一件】

明治六年五月廿九日出訴

一 出雲国意宇郡□町士族YRT九助より
同国同郡同町士族FO佐右衛門へ係リ田地代差縄一件

右原被共取調候処原告申立ニハ去ル辛未五月中[※]意宇郡□□村ニテ徳米

九俵壹斗八升余ノ所持地売却致度素ヨリ入魂之事故世話料等不

取

極F O 佐右衛門へ委任則□□村農久兵衛へ売議定入錢[※]五百貫

文

受取置候処不都合有之右破談ニ到リ其後松江□町商 T N

重助へ右地所売渡候積代金モ受取候得共是亦子細有之及破談

再ヒ□□村久兵衛へ価錢七千貳百五十三貫五百三十卷文ニテ売

渡去ル

壬申三月中[※]証文ニ仕直シ価錢金渡方及懸合候処取扱中

入費并手間賃等多分ニ書出シ悉皆差引可致趣且不審之ケ条モ

有之故 T N 重助へ仔細問合候処申七月中破談之節同人方へハ

金子払出候趣左スレハ其砌□□村久兵衛へ再ヒ売地約定相整候

義ニ

可有之然ルヲ十月迄何ノ義モ不申聞依テ夫々懸合中扱人立入漸

申七月中

錢千七百七十三貫六百六文兩度ニ払出候積ニテ証書取置候得共是

又違約

返金無之右ハ兼テ條約ノ事故速ニ受取度段申出被告よりハ入懇

ノ故ヲ以

世話料等ノ取極モ無之実意ヲ以厚ク扱遣シ度々破談ニ就テハ手

違多ク

且日數二百日余モ相懸リ其上不正之取扱有之扨ト近隣迄申触出

シ遺憾

(〇〇一B)

之至ニ付誤□ノ□ま□ニ而差遣候様扱人へ申談承知之趣ニ付多

分之損毛ハ有之

候得共仲濟ニ任セ錢千七百七十三貫六百六文可差出旨証書相渡候

処右誤リ一札

不差越間出錢不致段申立差纏相成候義之処右ハ相互ニ其行違之

廉モ

有之候得共証書可差出程ノ義ニ無之素々基本ヲモ不取極委任致

候程

之間柄故従前之実意ニ復シ去申七月仲濟人不都詰候差引勘定ニ

定メ金貳十九圓三十錢ノ内尚金五圓手数料トシテ佐右衛門へ差

遣シ殘金

貳十四圓三十錢ハ申五月返金可致筋ニテ六月催促ヲ受候義ニ付

同月迄

当八月迄ノ利子相当取極元利共早々濟方可致旨夫々理解

および候処一同承服之上濟口証書差出候ニ付伺之上聽届候事

八月廿九日 濟

*1 朱の大きなバツ印あり

*2 明治四（西暦一八七二）年

*3 入金に同じ（新大字典）

*4 明治五（西暦一八七二）年

簡為致残半分豊藏ヨリ払出シ可仕旨兩人共悉意得仕候間
今後右一件ニ付聊も不奉御面御候間願書御下渡奉願上候也

六年六月廿二日

原告 Y D 豊藏
被告 K B 猪イノ二郎

差添人

O I 丈四郎

役人代

片岡 檜市

〔〇〇三A〕【九八】田畑山林売買差纏一件

明治六年五月十九日出訴

一 出雲国神門郡□□村Y D 豊藏 同国同郡

□□村K B 猪次郎へ係り田畑山林売買差纏一件

（朱）

〔第九十八号 奉 檜崎 潤造〕

右訴答共一応取調夫々及理解候処双方下方ニ於テ
示談行届願書願下ニ致シ候ニ付伺之上聞届候事

第四十七区神門郡□□村Y D 豊藏相手□□村K B 猪次郎ト

田畑山林差纏一件ニ付先般御愁訴申上候処此度御上様ヨリ御理

解被為下私共ヨリモ能々説諭仕田畑共土地半分宛元戻シ尤八ヶ

〔〇〇三B〕

年ノ間御年貢引負候分去ル辰暮*2 迫元利差上候内半分了

明治六年五月下流ヨリ〔島根縣〕聴訟課『訴訟事件銘細録』（第二号ノ二）について（一）

四〇六（二五四）

*1 朱書きの大きなバツ印あり

*2 戊辰（明治元（西暦一八六八）年）

〔〇〇四A〕【九九】売事差纏一件

明治六年五月廿七日出訴

一 出雲国神門郡□□町S T 貞助 同国意宇郡松江

□□町Y D 国太郎□□町I O 嘉十へ係り売事差纏一件

〔〇〕*1

〔朱〕 第九十九号

取調候処被告Y D国太郎義ハ□□町I O嘉十ヨリ太物類引

受手代ノ名目ヲ以年来売事罷在候内去壬申二月中^{*}原告貞助ハ

太物壳渡葉煙草ヲ貞助ヨリ引受交易ノ約ヲ為シ尤国太郎帰宅

之上I O嘉十不承引ニ候ハ、葉煙草ハ元戻シ破談可致筈之処

彼是行違延引相成候故破談難行届且追々葉煙草下落損

分多ク依テ更ニ貞助ヨリ品物買受然ル後前葉煙草ノ損金不

埒明内ハ代金不払出旨申出候故原告ヨリハ交易ハ相調居其

後更ニ唐物国太郎へ壳渡品物輸送ノ後彼是苦情申出

代金不払出難渋罷在候間速ニ受取度申立I O嘉十ヨリハ畢

竟不承引ノ葉煙草ヲ国太郎独断ヲ以交易取組追々下落

〔〇〇四B〕

多分損失ヲ醸シ加之種々差引合錢五千貫文余国太郎ヨリ不足

相滞居貞助ヨリ受取候九百貳十貫文余ノ物品ハ則右不足金ノ内入

故 国太郎ト貞助ノ取引ニハ關係無之段申立右煙草交易云々

之儀ハ約定証書不為取替無証ノ争論ニ付取揚難及裁判其後

国太郎嘉十供ニ謀リ貞助ヨリ品物買受其俵代金不払出ハ甚

不筋之取扱方ニ付兩人ヨリ速ニ皆済可致旨及理解候処承服

之上明治七年一月三十一日限り皆済之積ニテ済口証書差出之

*1 朱書きの丸印

*2 明治五(西曆一八七二)年

〔〇〇五A〕【一〇〇】【家名之義ニ付差纏一件】

明治六年五月廿七日出訴

一 出雲国神門郡□□町F I元順より同国同郡同町

(朱) I M元章へ係り家名之義ニ付差纏一件

〔〇〕

(朱)

〔〇〕第百号

奉 檜崎 潤造

取調候内原被告ヨリ猶予願出聞届置候処正副戸長

并親類共取扱ヲ以元順ヨリ移住料金壹円ヲ差遣シ元章

ハ他へ転住素ヨリ親戚之事故向後和順睦間敷互ニ実

意ヲ運ヒ可申旨遂示談解訟願差出之

書面解訟願之通聞届候事

明治七年二月三日

〔〇〇六A〕【一〇一】〔屋敷地差纏一件〕

明治六年五月廿八日訴

一 出雲国神門郡□□村T M梅次外三人与リ同国同郡

〔未〕 □□村亀助へ係リ屋敷地差纏一件

〔〇〕

〔未〕 〔〇〕 第一百号 奉 檜崎 潤造

取調候処無証且年限過去候事ニ付取揚

裁判不相成旨申渡願書下渡ス

明治七年一月廿八日 解訟

〔〇〇七A〕【一〇二】〔貸金滞一件〕

明治六年五月廿九日出訴

一 出雲国島根郡□□町雑業K T久藏より同國意字郡

□□町土族T M正登へ係り貸金滞一件

〔未〕

〔第一百二号〕

右訴答共双方篤卜取調候処去壬申三月中*₂商法元手金ニ

差支錢貳千五百貫文利合月式歩之割合ヲ以被告T M

明治六年五月下流ヨリ 〔島根縣〕 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一) 四〇四(一五二)

正登所持之家屋敷書入同十二月中返済之約定ニテ

原告K T久藏ヨリ借受懸候処売事ニ而多分損失致シ

約定通返金難出来無扱書人之品々売払仕法相立候間

夫迄猶予致シ呉候歟又八年賦返済済呉候歟兩様之内

承引ニ預リ度段申出原告久藏義者自分所持金ニ無之

他ヨリ取次貸渡候義故元方之敝敷催促ヲ受迷惑致候間元利

速ニ返済致候歟又ハ書入之品物引渡候歟早々埒明可申且

証文面者壬申三月ニ相成居候得共全体辛未十二月*₂貸渡期月

〔〇〇七B〕

相滞候ニ付証文書替其砌三ヶ月分利錢不足相成居候間是亦速ニ

返弁可致段申出差纏相成候義之処右者家屋敷書入借用致候義ニ付

売事実差支トハ乍申延引不都合之事ニ付元利共速ニ返金

可致候所邸宅不売払候而ハ事実差支之趣ニ付原告久藏義も

精々勘弁可致則厚ク御利解之趣一同承知奉畏候依之当

八月中元錢貳千五百貫文払出去壬申三月之当八月迄十五ヶ月

利錢七百五拾貫文ハ更ニ九月之約定ノ利足ヲ加ヘ元利共当十二月

廿日限

返済辛未十二月ヨリ壬申二月迄三ヶ月分利告*₂ハ証書外之義故

貸金久藏損分たる遍く段及方無申分示談行届偏ニ御威光ト

難有仕合奉存候然ル上者以来右一件ニ付御願ケ間敷義一切無御座

候

依而連印済口証書差出し候間伺之上聴届候事

明治六年六月十九日

右時計受取渡之儀ニ付再訴いたし然上ハ斷獄廻ニシテ
〔〇〇八B〕
篤卜遂推問候テハ如何哉此段御伺申候也

*₁ 朱書きの大きなバツ印あり
*₂ 明治五(西曆一八七二)年

明治六年十一月二日

*₃ 明治四(西曆一八七二)年

*₄ 足の誤記か

〔〇〇九A〕〔一〇四〕【田畑差纏一件】

明治六年五月三十日出訴

一 出雲国出雲郡□□村E P 寺住職A N Jより同國
*₁
同郡同村文重へ懸り田畑差纏一件

〔〇〇八A〕〔一〇三〕【時計差纏一件・再願】
明治六年五月廿九日再願
一 出雲国意宇郡□□町U Y 庄兵衛より同國大原郡
□□町T N 理七へ係り時計差纏一件再願

(朱)
〔第四百号 奉 檜 寄 潤造〕

(朱)
〔〇百三号〕

(朱)
〔右者庶務課ニテ披掛之件ニ付同課へ相廻候事〕*₂

被告理七義他ヨリ木綿買受其後理七ヨリ金時計巻ケ
原告庄兵衛へ売渡右価ヲ以木綿代金ニ相回候旨申立
庄兵衛ヨリハ時計一旦ハ預リ置候得共価不服ニ付其後
理七へ差返シ候旨申立双方無証ニ就テハ木綿代滞金ハ
兩人ヨリ半分ツ、返償可致尤時計有所手掛相知候節ハ
夫々御処分可有之旨ヲ以当三月中解訟致置候処

*₁ 朱書きの斜線二本あり
*₂ 本行は朱書き

〔〇一〇A〕〔一〇五〕【桐油買入差纏一件】

明治六年五月三十日出訴

一 出雲国意宇郡□□□村商 I D 左羽右衛門より同国大原郡

□□町彦助へ懸り桐油買入差纏一件

(朱)

〔第百五号〕

右原被共篤卜取調候処原告申立ニハ去壬申七月中^キI D 茂左衛門
扱ヲ以桐油貳斗入二十挺価銭千九百六十貫文ニテ買受内銭貳百貫
文相渡

同月晦日限荷物受取渡可致約定之処油無之故都合次第

荷物ハ受取候間代金ハ悉皆相渡置度段申入候得共彦助承

引不致無抛明キ樽四挺有合ヲ以右四挺丈ケハ受取尚価銭

貳百十六貫文差遣シ其余品物ハ違約不相渡種々懸合及ヒ

所役人等モ取扱具候得共不埒明故約定通残品受取度段

申立被告ヨリハ桐油売渡候節期限十日前迄ハ明キ樽相回

可申約定ニ付右手筭致置限日ニ至ルまで入物不差越尤四丁ハ

入器有之ニ付則相渡置期日ニ至価金丈ケ受取候様懸合候得共

素ヨリ所々買集メ遣シ追々価騰貴致し延日ニ而ハ元荷主分

不相渡依テ其義難出来違約買主与リ出候事ニテ

〔一〇一〇B〕

油樽不差出故入金損分至当之義ト申立差纏相成候義之処右ハ約定
日限価皆金受取候ハ、買主ノ品物ニ付し取之義ハ都合ニテ外四五

明治六年五月下流ヨリ〔島根縣〕聴訟課『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一)

四〇二(一五〇)

日

位延引ニテモ無抛入器不揃テハ難相渡段申張代銭不受取ハ

則売主ヨリ違約之筋ニ付残品可相渡ハ勿論ニ候得共九一ヶ年モ

過去現今ニ而ハ倍価ニモ立至リ多分ノ損分ニテ難渋ニ付相互ニ

実意ヲ以右売事致破談議定証書入錢倍戻シニ倣ヒ

金五円買主方へ差遣シ差引清算相立可申旨及理解

候処示談行届済口証書差出吟味下ケ願出候二付

伺ノ上御聞届相成候事

八月廿五日 済

*₁ 朱書きの大きなバツ印あり

*₂ 明治五(西曆一八七二)年

〔一〇一A〕【一〇六】『網曳場争論一件』

明治六年五月廿九日出訴

一 出雲国島根郡□□町漁業之者網曳場

争論一件

(朱)

〔第百六号〕

〔十月十七日 済〕

(朱)

〔〇一二A〕〔一〇七〕【田畑山林差纏一件】

明治六年五月三十一日出訴

一 出雲国神門郡□□村H T道三より同郡□□村

K D恒次郎へ係り田畑山林差纏一件

（朱）

「第七号」*2

右取調候処原告申立ニハ四十三年前天保三辰年*3 6

田畑山林□□村樫戸ト申場所ニテ都合五筆被取込

其節潰家相成居候ニ付不扨分其俣ニ相成居候間右地所

取返シ且是迄立替之収納分ヲモ受取度段申立依テ

□□村水帖名寄帖届取調候処九十年余前ニハ

右近辺ニテ道三所持地有之共其後他へ割売

いたし其共ハ現今迨道三所持罷在被告K D

丹藏買受之地所トハ場所違同人義ハ天保三

辰年S K Y吉左衛門分買受証書等正ニ有之

〔〇一二B〕

全ク道三へハ関係無之不当之願筋ニ付前文之次第

委細教示之上右一件難取揚旨申願願書

下渡可然義ニ付相伺下渡候事

八月廿六日

*1 朱書きのバツ印あり

*2 第八号を本号に訂正している。なお訂正は本号まで

*3 西暦一八三一（壬辰）年

〔〇一三A〕〔一〇八〕【田地売買代銭差纏一件・再願】

明治六年六月三日出訴

一 出雲国島根郡□□町士族H S豊右衛門ヨリ同郡

□□村農Y O平重へ掛り田地売買代銭差纏一件

再願

（朱）

「〇第八号」

（朱）

「此一件訴答書面不都合ニ付

差返シ篤ト示談ノ上更ニ可

申出積申談置候事」*1

*1 事件番号と本文が大きく朱線で囲まれている

〔〇一四A〕〔一〇九〕【貸金滞差纏一件】

明治六年六月五日出訴

一 出雲國島根郡□□村農NT長兵衛ヨリ伯耆國會見郡

□□村外四ヶ村八人へ掛リ貸金滞差纏一件

〔〇〕^(朱)

〔〇〕^(朱) 第百九号 奉 檜 寄 潤 造

〔右一ト通り取調本人差添人共六月五日鳥取縣へ差送ル〕^(朱)

〔〇一五A〕【一一〇】【小割鉄代金滞一件】

明治六年六月五日出訴 同七年四月二十八日 済口

一 出雲國仁多郡□□□村農SI三郎右衛門ヨリ敦賀縣管下

越前國阪井港□□□町商NM五郎平へ掛小割鉄代金滞

一件〔〇〕^(朱)

〔〇〕^(朱) 第百十号 奉 檜 寄 潤 造

一ト通取札敦賀縣へ願人病氣ニ付同七日代人NS甚藏へ差添人
相添へ差送り候事 明治七年四月二十五日左之書面相達候

其御縣管下出雲國仁多郡□□□村農SI三郎右衛門代言人

NS甚藏

ヨリ当縣管下越前國坂井郡坂井港□□□町NM五郎平へ

掛リ小割鉄

売掛代金御催促ノ訴先般副書ヲ以御差出相成候ニ付突合審

札及ヒ候処右五郎平儀貢税未納及其他若干之借財有之一時

〔〇一五B〕

返弁難致旨申立候ニ付身代限済方申渡候処抵償トシテ差押

フヘカ

ラサル品ノ外入札払可相成資産無之ニ付御規則之通原證文

へ裏書

可授与之処原證書ニ金員無之ニ付双方立会之上精算為致相

改候

證書へ裏書押印致授与候條此段御承知有之度候也

明治七年四月七日 敦賀縣權令 藤井勉三 代理
敦賀縣參事 寺島 直

島根縣權令 神山郡廉 殿

昨六年六月中及出訴御添翰之上敦賀縣へ御差廻シ相成候処同縣取
調之上

明治六年五月下流ヨリ〔島根縣〕聽訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一) 四〇〇(一四八)

被告身代限申渡シ候テモ資産無之仍而證書ニ裏書イタシ重而身代取直シ

次第可払出旨ヲ以授与相成候段明治七年四月二十五日原告人帰縣敦賀縣ノ

添書共差出シ解訟届出候此段上申仕候也

〔〇一六B〕

金 五円六十銭

明治七年十月払出約定

同 八円四十銭

同 八年亥七月^{*}払出

同 八円三十二銭三厘

同 十一月払出約定

^{*}1 明治七年は甲戌(西曆一八七四)年

^{*}2 明治八年は乙亥(西曆一八七五)年

〔〇一六A〕【一一一】油代滞一件

明治六年六月十日出訴

一出雲國意宇郡□町商IH善右衛門ヨリ仁多郡□村TNY

為三郎へ掛り油代滞一件

(朱)

〔〇〕
〔朱〕
〔〇〕第百十一号 奉 檜 寄 潤 造

双方喚起取調候内原被告ヨリ日延願出居相對遂示談

延期返償之積ヲ以別昏之通解訟願差出之

差引残千五百九貫式百三拾文 此金四拾壹円九十二銭三厘

内

金 五円六十銭

去ル明治六年十二月払出約定

同 五円六十銭

来ル明治七年戊五月^{*}払出

〔〇一七A〕【一一二】田地売買差纏一件

明治六年六月廿四日出訴

^{*}1 出雲國大原郡□□村農OD又左衛門ヨリ同村KK

^{*}2 榮左衛門へ対シ田地売買差纏一件

(朱)
〔第百十二号〕

右訴答共篤卜取調候処去壬申十二月中^{*}2 KK榮左衛門所持之田地

一ヶ所

価銭四千七百六十六貫三百七十五文ニテ買受候積KK長兵衛外巻

人扱ヲ以

相談行届内銭貳千三百廿式貫五百文払込残金ハ当月中地券証引替

取引可致積之処原告よりハ本証文未タ相渡且右地所徳米相違候廉モ有之間難買受内済金悉皆差返シ呉候様申立被告ニテハ地券御取調中故未本証文難出来地券証御渡次第速ニ証券可讓渡依テ約定之通殘金早々受取度段申立差纏相成候

義之処右者去壬申十二月中一旦條約之上地券証未タ御渡不相成ハ一般之訳ニテ今更買主分違約申出候義ニ付為破談金元価一割金十三円二十四錢損分為致殘金五十老円二十七錢四厘ハ売主KK栄左衛門分当九月中可差返旨

〔〇一七B〕

夫々及理解候処一同承服ノ上済口証差出候ニ付何ノ上

聽届候事

九月十八日 済

*¹ 朱書きの大きなバツ印あり

*² 明治五(西曆一八七二)年

〔〇一八A〕【一一三】【貸家差纏一件】

明治六年六月十四日出訴

一 出雲国第七區意宇郡□□町願人SD

大七ヨリ同国第六區同郡□□町相手KD源

明治六年五月下流ヨリ (鳥根縣) 聽訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一)

三九八(二四六)

右衛門へ掛り貸家差纏一件

(本)

〔第百十三号

奉 鶴岡少属〕

右訴答共篤卜取調候処松江□町商Y D佐藏所持□町千

六百四拾六番貸家去辛未十月申² 価銀貳千百貫文ニテ買請

其御源右衛門江及掛合壬申春中³ 二者 明渡約定之処貧窮且

差当り居所無之難洪之趣ニ付元価ヲ以源右衛門江其俣可讓渡

候及相談候得共自力ニ難為趣ニテ無拗壬申八月八日迄二者無

相違

明渡候段証書取置候得共是又違約種々難洪申立尚又当三月

中明渡候ハ、少々心附錢可差支旨申聞候得共是又不聞入

又候当五月迄日延いたし遣候得共尔今不明渡且家賃等々切

〔〇一八B〕

不払出候間早々明渡シ且相滞居リ候家賃取立度段申出

被告KD源右衛門義者数十年來居掛之家作一応者断モ不致売

買

いたし突然可明渡趣ニ付差当り居所ニ差支且ツ病氣続ニ而必

至難洪

罷在候ニ付少々之移住料差出呉候哉尚癸酉二月迄⁴ 猶予いた

し呉候哉

兩様之内聞済呉候様申出差纏相成候儀之処右者無斷買請候ニ

モ

セヨ最早三年越ニモ相成殊ニ居掛之情実ヲ以買受元価ヲ以可讓替ト迄示談致シ源右衛門不及力又々猶予致遣置候上不明渡ハ被告

源右衛門不條理ニ候間愈々明渡可申旨厚ク御理解之趣一同承知

奉畏候依之当七月中ニ無相違家作明渡し且一月ヨリ七月迄家賃一ヶ月

三錢壹厘三毛ツ、都合二十壹錢九厘ヲ源右衛門ヨリ抽出シ其辛未十月ヨリ壬申

十二月迄十五ヶ月家賃金四十七錢ハ難渋者ニ付原告大七義勸弁

可致積双方無申分示談行届偏ニ御威光ト難有仕合奉存候以来一件ニ付御願ケ間鋪義一切無御座候間何卒御吟味下被成下度済口証書ヲ以

願出候間伺之上聽届候事

明治六年六月十八日

*1 朱書きの大きなハツ印あり

*2 明治四(西曆一八七二)年

*3 明治五(西曆一八七二)年

*4 明治六(西曆一八七三)年

〔〇一九A〕【二一四】金談差纏一件

明治六年六月十四日出訴

一 出雲国第七十一區能義郡□□町願人YA

徳八ヨリ同国第五區嶋根郡□□町相手

SM為藏エ掛リ金談差纏一件

(米)

〔第百十四号 奉 鶴岡 少属

受奉 檜崎 潤造〕

右訴答共篤ト取調候処右者□□□□□□郵TD半兵衛ヨリ

預り米三百俵原告徳八へ五月中可相渡約条之処被告手前

差間有之右三百俵一時他売イタシ尤モ入用之節ハ何時も買入

可渡段預ケ主半兵衛江も懸合置候然ルニ米価追々高直ニ相成

原告可受取期限ニ到候処買入渡方不出来ヨリ先般御出訴申上

〔〇一九B〕

御調中原告ヨリ至急金子入用ニ付借受度然ル上ハ米ハ如何共取扱

可致旨申ニ任七金札十円貸渡候処此度原告ヨリ右金ハ旅中不時

之入用借受候ニテ更ニ米事ニ関係ハ無之段申立彼是差纏之処

右者准理中原被共故ナク金銭貸附可致筋者有之間敷去迎右十円

ニテ米勘定ハ可相済ストノ証も無之事ナレハ双方ヨリ売事破談被

告

ヨリ入金倍戻シ可致旨厚キ理解之趣一同承知奉畏候依之入金

貳千三百貫文之辻四千六百貫文ニシテ来ル十五日迄ニ可払出段双方無申

分示談行届偏ニ

御威光ト難有仕合ニ奉存候然ル上者約条通相守已来右一件ニ付御願

ケ間敷儀一切無御座候間何卒御吟味下被成下度段連印済口証書差出シ

候ニ付伺之上聴届候事

明治六年八月十六日

* 朱書きの斜線あり

【〇二〇A】【一一五】【地所差違一件】

明治六年五月廿六日出訴

一 出雲國神門郡□□村願人S Y平助ヨリ

同国島根郡□□村相手S D祥藏へ掛リ

地所差違一件

(朱)

【第百十五号】

明治六年五月下流ヨリ [島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一)

三九六(二四四)

右訴答共篤ト取調候処夫藏伴義助男S Y平助義者父

存意ニ不叶分家為致其後家内不殘死亡儀助後妻江出生いたし

候S D祥藏義者當時他江転住ニ付亡儀助所持地者不殘引受

度段平助分申出祥藏分ハ叔父平助一旦分家いたし候上者本家之地処可相渡筋無之子孫之儀故自分所持いたし度段申出差違

相成候儀之處右ハ平助義モ一旦分家ニ相成祥藏儀モ他江移

住いたし居候義故両人之所有ニ可致筋無之双方共親類之義故相当之相続人貫請少シモ早ク家名興起可致筋故相続人

【〇二〇B】

出来候迄者兩人ニテ地所支配勝手ニ売商等不致家名再興之處

能々注意可致段厚ク御理解之趣一同承知奉畏候依之相続

人出来候迄ハ平助祥藏兩人ニテ支配いたし居速ニ家名再興可為様尽力仕候積リ双方無申分示談行届偏ニ御威光ト難有

仕合奉存候以来右一件ニ付御願ケ間鋪義一切無御座候間何卒

御吟味下ケ被成下度段連印証書ヲ差出候間伺之上聴届候事

明治六年五月廿六日

* 朱書きの大きなバツ印あり

〔〇二二A〕〔一一六〕【家屋敷売買差纏一件】

明治六年六月十七日出訴

一出雲國飯石郡□□町K 民助より同国同郡同町

為五郎へ係り家屋敷売買差纏一件

(朱)

〔〇〕第百十六号 奉 檜寄 潤造

(朱)

〔六年十月卅一日 済〕

〔〇二三A〕〔一一八〕【家名并貸金差纏一件】

明治六年六月廿二日出訴

一出雲國能義郡□□町士族SD宗敬ヨリ鳥取縣下

日野郡□□村医TG元伯跡へ掛り家名并貸金差

纏一件

(朱)

〔百十八号 奉 檜崎 潤造〕

右者脱走中之所業加之ナラス無証ノ件ニ付取揚サル旨
伺ノ上申渡候事

八月十九日

* 朱書きの斜線あり

〔〇二二A〕〔一一七〕【受人償錢差纏一件】

明治六年六月十八日出訴

一出雲國神門郡□□村FN瀧藏外一人より

同郡□□村熊市へ係り式人受人償錢差纏一件

(朱)

〔第百十七号〕

* 朱書きの斜線あり

〔〇二四A〕〔一一九〕【不和合歎願一件】

明治六年六月廿三日出訴

一出雲國飯石郡□□村MD加久ヨリ倅準一郎ト不和合

歎願一件

(朱)

〔百十九号〕

右訴答共篤卜取調候処十七年以前M D仁左衛門死亡其砌俸準一郎
四歳ニテ

家名相統ヲ受居候へ共家事向ハ悉皆母かく取扱居追々成長ニ付去
壬申

春中俸準一郎へ引渡候へ共和不致原告申立ニハ若年之俸故

不行届義モ有之間精々教戒致し候へ共不聞入右ハ畢竟嫁女

むら不心底より起り候処ニ付離別可致段申聞候へ共是亦

不聞入依テ心底立直シ之タメト先隱居為致置然処種々

取扱人モ有之準一郎ヲ成人ニ差し加へハ家□ヲ分テ

別家隱居可致段仲済有之候へ共示談不行届種々無償ノ

仕向方致候ニ付家名相統難為致段申立被告ニテハ

万事母ノ意ニ随ヒ罷在去壬申春中一旦家事引受候へ共

取扱向存意ニ不叶趣ニ付直チニ母へ引渡尚又家出可致

段独申聞無扱別宅独世話斗相営居種々孝養

ヲ尽シ候得共未夕解サル趣右ハ畢竟外人ハ彼是障碍

〔〇二四B〕

申立ルト相身心へ得和談不相整難洪罷在自分不束故之義ニハ候得
共何家

他ノ正邪ハ御糾明被下度段申立差纏相成候処ニテ右ハ相互ニ母子
ノ間ハ左

程ノ事ニ無之候得共親類より障得いたし候故和熟不相成義ニ付
以来親戚より家事向へ携ラサル様申聞かくモ老年ニ及ヒ候間俸

準一郎へ委任シ同居ニテ月々小遣金貳円者受取諸事

深切ニ世話致シ俸準一郎半數ハ種々儉約家事

不取締無之様母へ相談取斗孝養ヲ尽シテ申

若シ向後失事有之節ハかく実家H E隣藏へ

相談可致且米金出入ハ明細記帳一ヶ年毎ニ清算

之上母并H E隣藏へ一応見聞致し貰ヒ相互ニ

為筋相成候様懇切ニ注意ノ和熟可致旨

夫々及理解候候処一同承服ノ上済口証連

印差出候ニ付何ノ上吟味下ケ聴届候事

九月廿七日 済

* 朱書きの大きなバツ印あり

〔〇二五A〕【一二〇】貸舟并取替銭払方差纏一件

明治六歳六月廿三日出訴

一 出雲國神門郡□□村 I T 勝平ヨリ島根郡□□□町

商 M W 覚兵衛へ掛貸舟并取替銭払方差纏一件

(朱)

〔百二十号 奉 檜 寄 潤 造〕

右訴答共取調候処去ル己巳十月中^{*2}被告覚兵衛願之上□□村ニテ

石灰焼立其砌勝平娘よしハ覚兵衛妻ニ致し居を親之事故依頼勝平手前ニテ石灰焼立止宿罷在并勝平所持之船壹艘借受

尤親類之間柄故船賃往料等更ニ不取極其後よし儀ハ離縁相成差引勘定都テ不都詰原告より止宿中往料

并出藏貸賃船賃其外立替物等元利物ノ貳千九百七十二貫八百文余受取残石灰三百俵并給貝器械共相渡度段

申立被告よりハ船ハ不用ニ付無賃ニテ精々修復ヲ加条呉候様依頼故多分出費修繕いたし借受其後□□ナル

船具二十九品程渡之分ハ相当代価ヲ以勝平ヨリ受取候積且双方立替差引勘定ハ一旦相済残式百廿八貫文勝平ハ

出銭止宿料等ハ相当附□□可致積并ニ石炭三百表

〔〇一五B〕
残給貝器械等ハ価銭千四百貫文ニテ他へ壳渡候ヲ勝平ヨリ違約彼是障碍申立三年來捨置現今ニテハ代価ニモ不

相成様ニ至リ全ク勝平違約上ヨリ起り候義故船具代金二十五円并石灰代銭千四百貫文受取候上止宿料相当差

遣し度旨申立旧親類之間柄トハ申右ハ証書等一切無之義ニ付双方申口難取揚尤石灰三百表残給貝

并ニ製造器械等ハ勝平方ニ積置候義故金十円ニテ為引受且製造中止宿料金九百円七十七錢五厘ハ

被告覚兵衛より払出シ差引残二十二錢五厘勝平より払出シ其余ノ分ハ悉皆無証ノ義ニ付相互ニ勘弁可致旨夫々及理解候処一同承服ノ上済口證差出候ニ付伺ノ上聽届候事
九月廿二日 済

*1 朱書きの大きなバツ印あり

*2 明治二(西曆一八六九)年

〔〇二六A〕【一二二】【山林差纏一件】

明治六歲六月十七日出訴

一 出雲國飯石郡□□町工WD門助ヨリ同郡同町工

MN峯助へ掛リ山林差纏一件

(朱) 〔百二十一号 奉 檜 寄 潤 造〕

丁卯十二月晦日^{*2}以前之件ニ付取揚不相成事

八月廿三日 済

*1 朱書きの大きなバツ印あり

* 慶応三(西暦一八七〇)年

明治六(年) 六月廿七日出訴

一 出雲國島根郡松江□□町NE貞助ヨリ

楯縫郡□□村HM國介へ掛リ公許ハエ繩之儀ニ付
差繩一件

【〇二七A】【一二二】銀談差繩一件】

明治六(年) 七月二日出訴

一 雲州楯縫郡□□村農IT祐衛門ヨリ意宇郡

〔朱〕 □□村万右衛門へ掛リ銀談差繩一件

【〇】

〔百二十二号〕

取調候内原告ヨリ猶予申出居今般相對遂示談

錢五百七拾貫文明治七年三月二十日* 迫ニ払出可申積

ヲ以濟口証書差出之

書面之通日限無相違取引可致事

明治七年一月二十九日

* 西暦一八七四年

【〇二八A】【一二三】公許ハエ繩儀ニ付差繩一件】

明治六年五月下流ヨリ〔島根縣〕聽訟課『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一) 三九二(二四〇)

【〇二九A】【一二四】用水爭論差繩一件】

* 明治六(年) 六月廿七日出訴

一 出雲國神門郡SEY村KEYY村

水論差繩一件

〔朱〕

〔百二十四号 奉 檜 寄 潤 造〕

右者席上ニテ難決件ニ付実地検査之上夫々及理解候処
別紙之通連署ヲ以テ実意之水配致候様示談行届候
事

別 紙

【〇二九B】

当御管下出雲國神門郡K・SEY村間府川用水爭論

之儀ニ付先般御訴訟申上候処实地御検査之上
双方共底木埋立濁水之節ハ両村戸長立會
之上実意ヲ以テ公平ニ水配可致旨厚御理解之趣
一同納得仕候依之両村連署御受奉差上候処
依而如件

神門郡KEY村

同郡SEY村

明治六(年)七月七日

小前惣代

組長

正副戸長

* 朱書きの斜線あり

【〇三〇A】【一二五】【田地差縄一件】

明治六(年)六月廿七日出訴

一 雲*州能義郡□□村農KB忠藏ヨリ同郡

□□村MB林左衛門外十二名へ掛り田地差縄一件

(朱)

【百二十五号】

右取調中安来町出張地券掛ヨリ夫々説諭ニ及ヒ一同
承服既ニ済口相成候趣ヲ以解訟願出候ニ付伺ノ上
聽届候事

九月十九日済

* 朱書きのバツ印あり

【〇三二A】【一二六】【金談差縄一件】

明治六(年)七月二日出訴

一 出雲国能義郡□□町FS茂助ヨリ鳥取縣

管下伯州會見郡□□村WB一郎へ掛り金

差縄一件

(朱)

〔〇〕(朱) 奉 檜崎 潤造

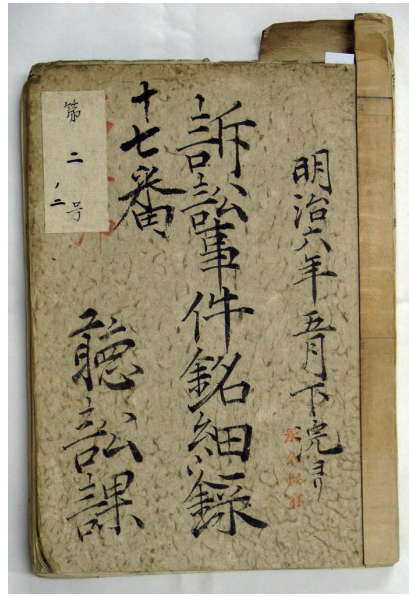
〔〇百二十六号〕

(朱)
「右一応取調候処證據等も無之事ニ付伺之上鳥取縣
へ差添人一同差遣候事」

四 写

真(三葉)

写真① 表紙



写真② 底部



明治六年五月下旬ヨリ (島根縣) 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について(二)

三九〇(二三八)

写真③ 中間の表紙

